事業者認証基盤要件定義業務委託 企画提案募集要項

事業者が1つのIDで様々なサービスにログインでき、ワンストップ・ワンスオンリーで様々な行政サービスを利用できる埼玉県を目指し、全庁の事業者情報を統合し認証連携を行うための基盤サービスとして「事業者認証基盤」の整備に向けた各種調査や要件定義等を行う。この事業の受託者を選定するため、事業者認証基盤要件定義業務委託(以下「本業務」という。)に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

1 委託業務名

事業者認証基盤要件定義業務委託

2 委託業務内容

事業者認証基盤要件定義業務提案要求仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和5年8月31日

4 予算額

- 12,491,820円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
- ※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1)物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和4年埼玉県告示747号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (2) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者 であること。
- イ 埼玉県財務規則(昭和 39 年埼玉県規則第 18 号)第 91 条の規定により埼玉県の 一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の

申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る 入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力 団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

ホームページへの掲載 令和5年3月30日(木)

質問事項受付 3月30日(木)~4月 7日(金)17時まで

追加資料配布受付 3月30日(木)~4月14日(金)17時まで

質問事項の回答 4月12日(水)

企画提案競技参加申込書の提出期限4月14日(金)17時まで企画提案書の提出期限4月21日(金)17時まで選考結果発表5月8日(月)(※予定)

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法:募集要項の内容等に関する質問書(様式第3号)に記入の上、「15 問合せ先」のメールアドレス宛て送信するものとする。

(メールの件名)【質問書】事業者認証基盤要件定義業務委託

質問受付期間:令和5年4月7日(金)17時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和5年4月12日(水)以降、県ホームページに掲載する。

(2) 追加資料の配布

本企画提案の参加希望者には、提案の参考とするため以下の追加資料を配布する。

- ア 追加資料
 - ·事業者情報管理業務一覧(令和4年度調查)※一部抜粋版
- イ 配布方法

配付を希望する者は、以下の期間内に「15 問合せ先」のメールアドレス宛てに、 企画提案競技における追加資料の配布に係る誓約書(様式4)を提出すること。電話 確認を行った上で、令和5年4月4日(火)以降に順次送付を行う。

【配布受付期間】令和5年3月30日(木)~4月14日(金)17時まで

(3) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うこと。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
- (イ) 会社概要(様式第2号)
- (ウ) ISMS認証又はプライバシーマークの認定書類の写し
- イ 受付期限

令和5年4月14日(金)17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより「15 問合せ先」あて提出すること。(必着) 必ず到達確認の電話をすること。

(4) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下により行うものとする。

ア 提出書類

仕様書を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

イ 受付期限

令和5年4月21日(金)17時まで

ウ 提出方法

電子メール、持参、郵送のいずれかで「エ 提出先」に送付すること。

・電子メールの場合

電子データの容量が 10MByte (メール本文含む) を超えるものは、本県側で受け 取ることができないため、別途県に送付方法について相談をすること。

持参、郵送の場合

紙資料は7部提出すること。

企画提案書は必ず電子データも併せて提出すること。

受付期限までに紙資料が届いていれば、受付期限内の提出として扱うが、4月24日(月)までに電子データを提出すること。

エ 提出先

・電子メールの場合

「15 問合せ先」のメールアドレスあて提出すること。件名は以下とする。 なお、メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

(メールの件名)【提案書等】事業者認証基盤要件定義業務委託

オ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、「(4) 添付書類」以外はA4判横長で作成すること。なお、「(3) 提案内容等」は最大30ページの範囲内で作成するものとする。提案書のファイル形式はMicrosoft office 形式またはPDF 形式とすること。

(1) 表紙

- ·表題(事業者認証基盤要件定義業務委託企画提案書)
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- (2) 目次
- (3) 提案内容等

仕様書に記載されている各提案依頼事項について、それぞれ具体的に記載すること。

(4) 添付書類

委託料見積書

- ※ 様式は任意とする。
- ※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
- ※ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要とする。
- ・パンフレット等会社概要がわかる資料

9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、書類審査により選定する。審査の結果は、企画 提案参加者全員に対して、5月8日(月)以降に電子メールで通知する予定である。

10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「事業者認証基盤要件定義業務企画提案評価基準書」及び「評価項目一覧」を参照すること。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者(審査の結果、総合点が最も高かった提案者)と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 契約保証金について

- (1)「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県 財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分 の1以上)を納めること。
- (2)上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表明が不明瞭であるもの。
- (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 問い合わせ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(電話) 048-830-2128 (メールアドレス) a2440-13@pref.saitama.lg.jp